

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書兼児童台帳事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京田辺市は、教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書兼児童台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

京田辺市長

公表日

令和8年2月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書兼児童台帳事務
②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の支給又は地域の子ども・子育て支援事業を実施している。</p> <p>子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>(1)申請書や届出書に関する確認 (2)入所(園)要件の確認 (3)保護者情報の確認 (4)保育料・副食費算定に必要な各種情報の照会</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	基幹業務支援システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援情報ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番94
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】項番116
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部保育幼稚園課
②所属長の役職名	保育幼稚園課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

京都府京田辺市田辺80 京田辺市役所 総務部総務室 電話0774-63-1122(代表)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

京都府京田辺市田辺80 京田辺市役所 総務部総務室 電話0774-63-1122(代表)

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1,000人以上1万人未満]</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和1年5月17日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和1年5月17日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	--

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		住基ネット照会からマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/> 自己点検]	[<input type="checkbox"/> 内部監査]	[<input type="checkbox"/> 外部監査]
-------	---	-----------------------------------	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策		[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]
<選択肢>		
1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠		過去の漏えい等事案を踏まえた、再発防止策を実施している。
-------	--	------------------------------

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月17日	I-1-①事務の名称	支給認定申請書兼児童台帳事務	教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書兼児童台帳事務	事後	
令和1年5月17日	I-1-②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)に基づき、子どものための教育・保育給付の支給又は地域の子ども・子育て支援事業を実施している。	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の支給又は地域の子ども・子育て支援事業を実施している。	事後	
令和1年9月12日	I-1-②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の支給又は地域の子ども・子育て支援事業を実施している。</p> <p>子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>(1)申請書や届出書に関する確認 (2)入所要件の確認 (3)保護者情報の確認 (4)保育料・副食費算定に必要な各種情報の照会</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サー バー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の支給又は地域の子ども・子育て支援事業を実施している。</p> <p>子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>(1)申請書や届出書に関する確認 (2)入所(園)要件の確認 (3)保護者情報の確認 (4)保育料・副食費算定に必要な各種情報の照会</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サー バー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	事前	
令和2年3月27日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部子育て支援課	輝くこども未来室	事前	
令和2年3月27日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長	輝くこども未来室長	事前	
令和3年9月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年2月16日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	輝くこども未来室	こども未来部保育幼稚園課	事後	
令和3年2月16日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	輝くこども未来室長	保育幼稚園課長	事後	